

岐阜県公報

号 外 (三) 令和 二 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

○岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

○岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

○岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

○岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

○岐阜県会計規則の一部を改正する規則

○岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

告 示

○岐阜県表彰規程の一部改正

訓 令 甲

○岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

○岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

○岐阜県県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

○岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

○大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

○岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(秘書課) 二

(防災課) 二

(環境企画課) 三

(保健医療課) 四

(生活衛生課) 四

(出納管理課) 五

(同) 八

(秘書課) 九

(職員厚生課) 一〇

(管財課) 一四

(同) 一四

(情報企画課) 一五

(防災課) 一五

(県民生活課) 一五

○岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令 (水資源課) 一六

規 則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則（昭和四十三年岐阜県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第二号中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則（昭和三十九年岐阜県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（貸付期間）

第二十一条 普通財産の貸付期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。

一 植樹を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下この項において同じ。）を貸し付ける場合 六十年以内

二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上

三 前二号に掲げる場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以内

四 建物その他の物件を貸し付ける場合 十年以内

2 前項の期間は、同項第二号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合における貸付期間は、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2 支部長は、必要に応じて支部に前項に規定する班以外の班を置き、支部長が定める事務を分掌させることができる。

第八条第七項に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項の規定により置いた班にあつては、支部長が指名する者をもつて充てる。

別表第一中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

別表第二知事直轄部の部部長、副部長担当職の欄中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改め、同表総務部の部管財班の項に次のように加える。

県庁舎開設準備班	総務部 県庁舎開設準備課長	災害対策の応援に關すること。
----------	------------------	----------------

別表第二総務部の部県庁舎建設班の項中「災害対策の応援」を「県庁舎建設現場の災害対策」に改め、同表危機管理部の部危機管理政策班の項に次の一号を加える。

4 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に關すること。

別表第二危機管理部の部防災班の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同表健康福祉部の部地域福祉班の項第五号中「災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整」を「災害ボランティア連絡調整会議」に改め、同表商工労働部の部労働雇用班の項第一号中「及び木工芸術スクール」を「木工芸術スクール、障がい者総合就労支援センター及び障がい者職業能力開発校」に改め、同部航空宇宙産業班の項中「災害対策の応援」を「岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の災害対策及び連絡調整」に改め、同部地域産業班の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項の次に次のように加える。

県産品流通支援班	商工労働部 県産品流通支援課長	アクティブGの災害対策及び連絡調整に關すること。
----------	--------------------	--------------------------

別表第二商工労働部の部関ヶ原古戦場整備推進班の項中

関ヶ原古戦場の観光施設

等の災害対策に關すること。

を

- 1 岐阜関ヶ原古戦場記念館の災害対策及び連
- 2 関ヶ原古戦場の観光施設等の災害対策に關

絡調整に關するいつ。

に改め、同表農政部の部家畜伝染病対策班の項中「家畜の防

疫及び診断」を「災害対策の応援」に改め、同表林政部の部恵みの森づくり推進班の項中「災害対策の応援」を「ぎふ木遊館の災害対策及び連絡調整」に改め、同表都市建築部の部住宅班の項第一号中「建設」を「供給」に改め、同表警察部の部警備総括班の項中「警備総務課長」を削り、同項第七号中「特別派遣部隊の受援連絡」を「警察災害派

遣部隊等の運用」に改め、同部総務総括班の項中「総務室参事官」を「総務室参事官兼総務課長」に改め、「総務課長」を削り、同部警務総括班の項中「警務部参事官」を「警務部参事官兼警務課長」に、「警務課長」を「教養課長」に、「厚生課長」を「警務部参事官兼厚生課長」に改め、同項に次の一号を加える。

6 特別派遣部隊の受援連絡に關すること。

別表第二警察部の部生活安全総括班の項中「生活安全総務課長」を「生活安全総務課少年課長

長に改め、同項に次の一号を加える。

7 部隊等への派遣に關すること。

別表第二警察部の部捜査総括班の項中「捜査総括班」を「刑事総括班」に改め、同項第七号を削り、同部交通総括班の項中「交通企画課長」を「交通企画課長に改め、同

項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

8 特別派遣部隊等の連絡誘導に關すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年岐阜県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「きこう」を「聴こう」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

第五条中「きこう」を「聴こう」に改める。

第七条第一項中「きこう」を「聴こう」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「こえて」を「超えて」に改める。

第十二条第二項第二号及び第四号中「附近」を「付近」に改める。

第十七条第一号中ツをネとし、ホからソまでをヘからツまでとし、同号ニ中「こう配」を「勾配」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

第十七条第一号に次のように加える。

ナ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

ラ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

ム 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

第十七条第三号ニ中「あつては知事」を「あつては、知事」に改め、同条第五号に次のように加える。

ヘ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

チ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第二十一条第一号中「ホ」を「チ」に改め、同条第三号口中「あつては知事」を「あつては、知事」に改め、同号に次のように加える。

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）

ヘ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

第二十七条第一号イ中「同号カ、レ及びソ」を「同号ヨ、ソ及びツ」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三を次のように改める。

第二条の三 削除

別記第二号様式の三を次のように改める。

別記第二号様式の三 削除

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年岐阜県規則第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「添えて、」の下に「これを」を加え、「第二号に」を「第一号に」に

「商業登記事項証明書」を、「商業登記事項証明書」に改め、同号(四)中「規定による」

を削り、同項第六号(一)中「商業登記事項証明書」を「商業登記事項証明書」に改め、同号(五)中「規定による」及び「又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認めたこと」を削り、同項第八号(一)中「商業登記事項証明書」を「商業登記事項証明書」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号(一)中「に規定する」を「の」に「商業登記事項証明書」を「商業登記事項証明書」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 建築設備設計の請負 次に掲げる書類

(一) 身元証明書(法人にあつては、商業登記事項証明書)

(二) 県税納税証明書

(三) 県内業者にあつては、消費税等納税証明書

(四) 直前の二事業年度の財務諸表

(五) 建築士法第二十三条第一項の登録を受けたこと又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認めたことを証明する書類

(六) その他知事が必要と認めた書類

第二百二十六条第二項中「前項の」を削る。

第二百二条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改め、同条第一号中「専決」を「専決し、」に改める。

第二百三条中「第二百四十三条の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の二第一項各号」に改める。

別表一甲の表を次のように改める。

別表一(第十条に規定する支出負担行為の整理区分表)

甲

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備 考
1 報酬及び給料 2 職員手当等及び共済費 3 災害補償費	支出決定の時 支出決定の時 支出決定の時	当該給与期間 支出しようとする額 支出しようとする額	支出内訳書 支出内訳書 戸籍謄本又は抄本 本人の請求書 病院等の請求書	

11 使用料及	10 委託料	9 役務費	8 需用費	7 交際費	6 旅費	5 退職年金 報償費	4 恩給及び 退職年金
契約を締結する時(請求のあった時)	契約を締結する時(請求のあった時)	契約を締結する時(請求のあった時)	契約を締結する時(請求のあった時)	支出決定の時	支出決定の時	支出決定の時	支出決定の時
契約金額(請求のあった額)	契約金額(請求のあった額)	契約金額(請求のあった額)	契約金額(請求のあった額)	支出しようとする額	支出しようとする額	支出しようとする額	支出しようとする額
契約書、見積	契約書、見積	契約書、見積	契約書、見積	支出内訳書又は請求書	旅行命令書、請求書、(支出内訳書)	支出内訳書又は請求書	書、受領書又は証明書、戸籍謄本又は抄本、認定書等決定書、請求書
単価契約若しくは単価契約によるものは、括弧書によることができる。	単価契約によるものは、括弧書によることができる。	単価契約、長期継続契約若しくは後納契約によるもの、運賃先払による運搬料、到着荷物の保管料又は需要回数が多いものであるから、括弧書によることができる。	単価契約、長期継続契約若しくは後納契約によるもの、運賃先払による運搬料、到着荷物の保管料又は需要回数が多いものであるから、括弧書によることができる。	単価契約若しくは長期継続契約によるもの又は必要回数が多いものであるから、括弧書によることができる。	会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償は、括弧書によることができる。		

23	繰出金	支出決定の時	支出しようとする額	繰出金の内訳書	
22	公課費	支出決定の時	支出しようとする額	公課令書の写し等	
21	寄附金	支出決定の時	支出しようとする額	申込書	
20	積立金	積立決定の時	積み立てようとする額	積立内訳書	
19	投資及び出資金	出資又は払込みを要する時	出資又は払込みを要する額	申請書	
18	引料	出資又は払込みを要する時	出資又は払込みを要する額	申請書	
17	利子及び割金	支出決定の時	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し	
16	償還金	支出決定の時	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し	
15	補償、補填及び賠償金	支出決定の時	支出しようとする額	請求書、判決書、示談書	
14	貸付金	貸付決定の時	貸付けを要する額	契約書、確約書、申請書	
13	補助金及び交付金	交付決定の時（請求のあった時）	交付決定額（請求のあった額）	交付決定通知書の写し、（請求書）	
12	扶助費	支出決定の時	支出しようとする額	請求書、扶助費	
11	工事請負費	契約を締結する時	契約金額	契約書、見積書、仕様書	
10	原材料費	契約を締結する時（請求のあった時）	契約金額（請求のあった額）	契約書、見積書、（請求書）	
9	公有財産購入費及び備品購入費	交付決定の時（請求のあった時）	交付決定額（請求のあった額）	交付決定通知書の写し、（請求書）	
8	負担金	交付決定の時（請求のあった時）	交付決定額（請求のあった額）	交付決定通知書の写し、（請求書）	
7	補助金及び交付金	交付決定の時（請求のあった時）	交付決定額（請求のあった額）	交付決定通知書の写し、（請求書）	
6	扶助費	支出決定の時	支出しようとする額	請求書、扶助費	
5	貸付金	貸付決定の時	貸付けを要する額	契約書、確約書、申請書	
4	補償、補填及び賠償金	支出決定の時	支出しようとする額	請求書、判決書、示談書	
3	償還金	支出決定の時	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し	
2	利子及び割金	支出決定の時	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し	
1	引料	出資又は払込みを要する時	出資又は払込みを要する額	申請書	
0	投資及び出資金	出資又は払込みを要する時	出資又は払込みを要する額	申請書	
23	繰出金	支出決定の時	支出しようとする額	繰出金の内訳書	
22	公課費	支出決定の時	支出しようとする額	公課令書の写し等	
21	寄附金	支出決定の時	支出しようとする額	申込書	
20	積立金	積立決定の時	積み立てようとする額	積立内訳書	
19	投資及び出資金	出資又は払込みを要する時	出資又は払込みを要する額	申請書	
18	引料	出資又は払込みを要する時	出資又は払込みを要する額	申請書	
17	利子及び割金	支出決定の時	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し	
16	償還金	支出決定の時	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し	
15	補償、補填及び賠償金	支出決定の時	支出しようとする額	請求書、判決書、示談書	
14	貸付金	貸付決定の時	貸付けを要する額	契約書、確約書、申請書	
13	補助金及び交付金	交付決定の時（請求のあった時）	交付決定額（請求のあった額）	交付決定通知書の写し、（請求書）	
12	扶助費	支出決定の時	支出しようとする額	請求書、扶助費	
11	工事請負費	契約を締結する時	契約金額	契約書、見積書、仕様書	
10	原材料費	契約を締結する時（請求のあった時）	契約金額（請求のあった額）	契約書、見積書、（請求書）	
9	公有財産購入費及び備品購入費	交付決定の時（請求のあった時）	交付決定額（請求のあった額）	交付決定通知書の写し、（請求書）	
8	負担金	交付決定の時（請求のあった時）	交付決定額（請求のあった額）	交付決定通知書の写し、（請求書）	
7	補助金及び交付金	交付決定の時（請求のあった時）	交付決定額（請求のあった額）	交付決定通知書の写し、（請求書）	
6	扶助費	支出決定の時	支出しようとする額	請求書、扶助費	
5	貸付金	貸付決定の時	貸付けを要する額	契約書、確約書、申請書	
4	補償、補填及び賠償金	支出決定の時	支出しようとする額	請求書、判決書、示談書	
3	償還金	支出決定の時	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し	
2	利子及び割金	支出決定の時	支出しようとする額	借入れに関する書類の写し	
1	引料	出資又は払込みを要する時	出資又は払込みを要する額	申請書	
0	投資及び出資金	出資又は払込みを要する時	出資又は払込みを要する額	申請書	

別表二中

本庁各課（環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、関ヶ原古戦場整備推進課、海外戦略推進課及び国際交流課を除く。）

を

本庁各課（環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活対策課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、保健医療課、生活衛生課、業務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、県産品流通支援課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、関ヶ原古戦場整備推進課、海外戦略推進課及び国際交流課を除く。）

に

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
関ヶ原古戦場整備推進課
海外戦略推進課
国際交流課

を

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
県産品流通支援課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
関ヶ原古戦場整備推進課
海外戦略推進課
国際交流課

に改

め、同表国際園芸アカデミーの項を削る。

第三号様式から第四号様式までの規定中、「商工組合中央金庫」を削る。

第十四号様式中「審査」を「照査」に改める。

第四十号様式の二中「押印すること。」を「押印すること。ただし、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名を記入し、代理人使用印を押印すること。」と改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表健康福祉部保健医療課の部の前に次のように加える。

危機管理部防災課	防災航空センター	防災航空センターにおいて取り扱う有料道路自動料金収受システムの用に供する識別カード（以下「識別カード」という。）の出納、保管及び記録管理に関すること。
----------	----------	---

第九条第一項の表農政部農業経営課の部農業経営課岐阜市駐在の項中「有料道路自動料金収受システムの用に供する識別カード（以下「識別カード」という。）を「識別カード」に改め、同表リニア推進事務所の部を削る。

本則に次の一条を加える。

（併任）

第十一条 この規則の規定により出納員、臨時出納員、分任出納員又は会計員（以下この条において「会計職員」という。）に命ぜられることとなる者が知事部局又は労働委員会事務局の職員以外の方であるときは、当該者が会計職員に命ぜられている間は、

岐阜県職員の職に併任されたものとして、会計職員に命ぜられるものとする。

2 前項の規定により併任された職に係る給料は、支給しないものとする。

別表第一中

を

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、法務・情報公開課、行政官理課、管財課、県庁舎建設課、情報企画課、総務事務センター、外国人活躍・共生社会推進課、地域スポーツ課、ねんりんピック推進事務局、消防課、県民生活課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、高齢福祉課、障害福祉課、男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、関ヶ原古戦場整備推進課、海外戦略推進課、家畜防疫対策課、家畜伝染病対策課、下水道課、建築指導課、公共建築課、住宅課及び水道企業課を除く）、議事事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課（教育管理課を除く。）

組織規則第二章第一節の規定により置かれる課（広報課、法務・情報公開課、行政官理課、管財課、県庁舎開設準備課、情報企画課、総務事務センター、外国人活躍・共生社会推進課、地域スポーツ課、ねんりんピック推進事務局、消防課、廃棄物対策、県民生活課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、家畜防疫対策課、下水道課、建築指導課、公共建築課、住宅課及び水道企業課を除く）、会事務局総務課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十年岐阜県教育委員会規則第七号）第二条に規定する課（教育管理課を除く。）

推 国 策 推 域 国 企 財 に

課 八 委 議 宅 道 人 商 性 、

に改め、同表県庁舎建設課の項中「県庁舎建設課」を「県庁舎開設準備課」に改め、

同表ねりんピック推進事務局の項中「事務局次長」を「事務局次長（総務・企画担当）」に改め、同表消防課の項の次に次のように加える。

廃棄物対策課

資源循環推進監

別表第一医療福祉連携推進課の項の次に次のように加える。

地域福祉課

福祉人材対策監

別表第一高齢福祉課の項中「介護事業者指導監」を「高齢者いきがいきづくり推進監」に改め、同表関ヶ原古戦場整備推進課の項及び海外戦略推進課の項を削り、同表家畜防疫対策課の項中「管理監」を「家畜防疫対策監」に改め、同表家畜伝染病対策課の項を削る。

別表第二わかあゆ学園の項中「管理調整係に属する上席の職員」を「総務課長」に改め、同表木工芸術スクールの項の次に次のように加える。

障がい者総合就労支援センター

総務部長

障がい者職業能力開発校

総務部長

別表第二情報科学芸術大学院大学の項の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館

総務課長

別表第二旅券センターの項中「管理調整係」を「管理旅券係」に改め、同表水産研究

所の項中「管理調整係に属する上席の職員」を「総務課長」に改め、同表農業大学の項の次に次のように加える。

国際園芸アカデミー

管理調整係に属する上席の職員

別表第二中央家畜保健衛生所の項中「中央家畜保健衛生所」を「家畜保健衛生所」に改め、同表家畜保健衛生所（中央家畜保健衛生所を除く。）の項を削り、同表森林文化アカデミーの項の次に次のように加える。

ぎふ木遊館

総務企画課長

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百六十二号

岐阜県表彰規程（平成十二年岐阜県告示第七百三十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第十八条中「健康診断は」の下に「雇入時健康診断」を加え、「臨時健康診断及び採用時健康診断」を「及び臨時健康診断」に改める。

第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

（職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱い）

第三十七条 法第四十条第一項及び第二項の規定により職員の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために講ずべき措置については、総括安全衛生管理者が別に定める。別表第一地区安全衛生管理者が所管する所属の部県事務所長が所管する所属の項中「現地機関」の下に「産業技術総合センターを除く。」を加える。

別表第三中

人間ドック受診者を除く全職員	一 既往歴及び業務歴の調査	年一回	一 臨時職員については第八号（血清総コレステロールに限る。）及び第十号から第十二号までに掲げる項目を実施しない。ただし、四十歳以上の臨時職員については、第八号に掲
	二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査		
	三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。以下この表		

定 期 健 康 診 断

一 般 定 期 健 康 診 断

- において同じ）の検査
- 胸部エックス線検査
 - 血圧の測定
 - 血色素量及び赤血球数の検査（以下この表において「貧血検査」という。）
 - 血清グルタミクオキサロアセチククトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビククトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（γ-GTP）の検査（以下この表において「肝機能検査」という。）
 - 血清総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査（以下この表において「血中脂質検査」という。）
 - 血糖検査
 - 生化学的検査 総たんぱく、アルブミン、アルブミングロブリン比、乳酸脱水素酵素（LDH）、アルカリフォスファターゼ（ALP）、アミラーゼ、ヘモグロビンエーワンシー（HbA1c）、尿素窒素、総ビリルビン、尿酸、クレアチニン及び推算糸球体濾過量（GFR）
 - 血液学的検査 白血球、平均赤血球ヘモグロ

ける項目を、第十号に掲げる項目のうちヘモグロビンエーワンシー（HbA1c）を、第十一号に掲げる項目のうちヘマトクリットを実施する。

二 総括安全衛生管理者が指定する職員以外の者（臨時職員を除く。）については、第十二号に掲げる項目のうちB型肝炎ウイルス抗原及びC型肝炎ウイルス抗体の検査を実施しない。

を

雇用時健康診断	
新規採用職員	
一 既往歴及び業務歴の調査 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。以下この表において同じ。）の検査 四 胸部エックス線検査 五 血圧の測定 六 血色素量及び赤血球数の検査（以下この表における項目については、第十二号に掲げる項目の定めのない常勤職員のうち、同意のある者に限り実施する。）	ビン量（MCH）、平均赤血球容積（MCV）、平均赤血球ヘモグロビン濃度（MCHC）、血小板、ヘマトクリット及び血液像 十二 血清学的検査 C反応性たんばく検査（CRP）、リウマチ因子（RF）、B型肝炎ウイルス抗原（HBs抗原）及びC型肝炎ウイルス抗体（HCV抗体） 十三 心電図検査 十四 尿中の糖、蛋白及び潜血の検査（以下この表において「尿検査」という。） 十五 便潜血の検査（三十歳以上の職員に限る。） 十六 各号に掲げるもののほか、総括安全管理者が必要と認め者が必要と認める検査
採用時一回	
一 第十二号に掲げる項目については、任期の定めのない常勤職員のうち、同意のある者に限り実施する。	
定期健康診断	
一般定期健康診断	
人間ドック受診者を除く全職員	
一 既往歴及び業務歴の調査 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 四 胸部エックス線検査 五 血圧の測定 六 貧血検査 七 肝機能検査 八 血中脂質検査 九 血糖検査 十 生化学的検査 総たんぱく、アルブミン、アルブミングロブリン比、LDH、ALP、アミラーゼ、HbA1c、尿酸、総ビリルビン、尿酸、クレアチニン及びGFR 十一 血清学的検査 白血球、MCH、MCV、M	いて「貧血検査」という。） 七 GOT、GPT及びγ-GTPの検査（以下この表において「肝機能検査」という。） 八 LDLコレステロール、HDLコレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査（以下この表において「血中脂質検査」という。） 九 血糖検査 十 尿中の糖、蛋白の有無の検査（以下この表において「尿検査」という。） 十一 心電図検査 十二 血清学的検査 HBs抗原及びHCV抗体
年一回	
一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員（以下この表において「臨時任用職員」という。）については、第十号から第十二号までに掲げる項目を実施しない。ただし、四十歳以上の臨時任用職員については、第十号に掲げる項目のうちHbA1cを、第十一号に掲げる項目のうちヘマトクリットを、	
	に

CHC、血小板、ヘマト クリット及び血液像 十二 血清学的検査 CR P及びRF 十三 心電図検査 十四 尿中の糖、蛋白及び 潜血の検査 十五 便潜血の検査(四十 歳以上の職員に限る。) 十六 前各号に掲げるもの のほか、総括安全衛生管 理者が必要と認める検査 二 雇入時健康診断 施する。 を受けた者につい ては、当該健康診 断の実施年度に限 り、全ての項目を 実施しないことが できる。	改め、同表特殊健康診断の部多量の高熱物体を取り扱う業務又は暑熱な場所における業務従事者、多量の低温物体を取り扱う業務又は寒冷な場所における業務従事者、異常気圧下業務従事者、深夜業務従事者、有害物を取り扱う業務従事者、病原体によつて汚染のおそれが著しい業務従事者又はボイラー業務従事者の項備考の欄に次の一号を加える。 三 雇入時健康診断を受けた者については、当該健康診断の実施の日から六月間に限 り、全ての項目を実施しないことができる。 別表第三特殊健康診断の部VDT作業従事者の項中「VDT」を「情報機器」に改め、 同表採用時健康診断の部を削る。 別記第七号様式を次のように改める。
--	---

第7号様式 (第35条関係)

第 号
年 月 日

総括安全衛生管理者 様

所属長



重大災害等報告書

所属内において発生しました災害等について、次のとおり報告します。

発 生 日 時		年 月 日 時 分									
発 生 場 所											
事故が発生した機械等の種類等											
事 故 の 種 類											
人 的 被 害	区 分		死亡	休業 4日 以上	休業 1～3 日	不休	計	物 的 被 害	区 分	名称、規模 等	被害金額
	発生 所属 の被災者 数	男							建物	m ²	円
		女							その他の建設 物		
										機械設備	
	その他の 被災者の 概数								原材料		
									製品		
									その他		
							合計				
事故の発生状況											
事 故 の 原 因											
事故の防止対策											
参 考 事 項											

備考

- 1 「事故の種類」の欄には、火災、爆発、鎮の切断等具体的に記入すること。
- 2 「その他の被災者の概数」の欄には、所属職員以外の被災者の数を記入し、() 内には、死亡者数を内数で記入すること。
- 3 「建物」の欄には構造及び面積を、「機械設備」の欄には台数を、「原材料」及び「製品」の欄にはその名称及び数量を記入すること。
- 4 「事故の防止対策」の欄には、事故の発生を防止するために今後実施する対策を記入すること。
- 5 「参考事項」の欄には、当該事故において参考になる事項を記入すること。
- 6 この様式に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広域防災センターの項中「防災課（各務原市駐在）課長補佐」を「防災課防災施設管理業務専門職」に改め、同表わかめ学園の項の次に次のように加える。

国際たくみアカデミー	美濃加茂市蜂屋町上峰屋	管理部長
木工芸術スクール	高山市匠ヶ丘町	校長
障がい者総合就労支援センター	岐阜市学園町	総務課長
岐阜関ヶ原古戦場記念館	不破郡関ヶ原町	総務課長

別表中

国際たくみアカデミー	美濃加茂市蜂屋町上峰屋	管理部長
木工芸術スクール	高山市匠ヶ丘町	校長
鷺山職員アパート	岐阜市鷺山向井	

藪田職員アパート	岐阜市藪田西	総務部管財課長
今嶺職員アパート	岐阜市今嶺	
長良職員アパート	岐阜市長良	
粟野職員アパート	岐阜市粟野西	
稲里職員アパート	瑞穂市稲里	
美島町職員アパート	岐阜市美島町	総務部管財課長
折立職員アパート	岐阜市折立	

ぎふ木遊館	岐阜市学園町	総務企画課長
藪田職員アパート	岐阜市藪田西	総務部管財課長
長良職員アパート	岐阜市長良	
美島町職員アパート	岐阜市美島町	
折立職員アパート	岐阜市折立	

大井町職員アパート	恵那市大井町	恵那県事務所副所長兼振興防災課長
長島町職員アパート	恵那市長島町	
手賀野職員アパート	中津川市手賀野	恵那県事務所副所長兼振興防災課長
大井町職員アパート	恵那市大井町	
長島町職員アパート	恵那市長島町	恵那県事務所副所長兼振興防災課長
恵那市職員アパート	恵那市長島町	

改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県有自動車管理規程(昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第七十四条の二第一項」を「第七十四条の三第一項」に改め、同条第二項中「行わなければ」を「行わなければ」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県鍵情報等管理規程(平成十四年岐阜県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁中一般
各現地機関

庁中一般

各現地機関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程(昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

第二号中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程(昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

庁中一般
各現地機関

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県水資源問題協議会設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県水資源問題協議会設置規程（昭和四十年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社